



ひいろ・たけと
1978年生まれ。01年早稲田大法学部卒、都市基盤整備公団（現都市再生機構）入社。04年（社）日本監査役協会事務局入会。07年船橋市議。現在2期目。

千葉県
船橋市議
日色健人

議 員 提 案

職員による横領、市県民税の課税漏れ、教員による度重なる個人情報紛失、市診療所における無資格医診察、徴収した税金300万円の紛失……。いずれも筆者が1期目のわずか4年間に当市で発生した不祥事である。市民生活に影響を及ぼし、市政そのものに対する信頼を揺るがす残念な事件が相次いでしまった。

これらの不祥事を当事者の責任に帰することは簡単であるが、果たしてそれでよいのであろうか。地方分権の時代といわれて久しいが、地方自治体は本当にその受け

不祥事ゼロ自治体を 目指し監査と 内部統制の強化を

皿としてふさわしいマネジメント能力とガバナンスを備えているのであろうか。

公金を扱い、市民の多種多様な高度複雑化する行政ニーズに対応することを求められる自治体のあり方について、今一度真摯に考えていかなければ、真の意味での地方分権など夢のまた夢であろう。

折しも今年1月に総務省より公表された「地方自治法改正についての考え方」には同様の危機感が色濃くにじみ出ている。中でも、多くの紙幅を割いているのが監査制度の見直しに関する部分である。自治体の行政運営を監視する現行の監査委員制度について、廃止を含めゼロベースでの議論を提起する内容は関係者に大きな衝撃を与えているが、筆者が着目するのはこの中に「内部統制体制の整備」が盛り込まれたことである。

「内部統制」とは、民間の上場会社などにおいて「業務の適正性、財務報告の信頼性などを担保するために構築する仕組み」を意味している。具体的には、組織的な業務プロセスのダブルチェックや相互監視を行うためのルールや仕組みなどを指すが、この内部統制の整備・運用と報告、および整備状況に対する外部監査はすでに会社法・金融商品取引法により義務化されており、民間ではもはや定着したマネジメントの概念であると言えよう。今回の総務省による「考え方」は、この概念を自治体にも導入することを求めるものである。

詳細な制度論は割愛するが、「自治体における内部統制体制の整備」を、筆者のような現場の議員の視点で言い換えれば、「不祥事を未然に防止し、市民から信頼さ

れる市政運営を担保するための、組織的自浄作用の仕組みの整備」とでも呼べばよいだろうか。

上述した当市の不祥事のほとんどは、一連の業務のリスクを洗い出し、チェックする「仕組み」を整備しておけば防げるものばかりであった。現行では、こうした「仕組み」の整備は現場担当者の引き継ぎ書レベルで行われており、組織として「仕組み」の整備に取り組む姿勢はまだまだ不十分であると言わざるを得ない。単に不祥事の再発防止を心がけるだけでなく、内部統制体制の整備という考え方に基づいて、不祥事を未然に防止する先手の対策が自治体に求められているのではないだろうか。

今後、外部の知見も積極的に活用しつつ、「不祥事ゼロ」の信頼される自治体を目指して、議論を続けていきたい。